

## 地域計画の変更について

地域計画の内容を変更する場合には、地域の皆さんによる協議（座談会等）を行い、変更内容についてあらかじめ合意形成を図る必要があります。

協議の開催方法、時期、参集対象者、開催主体等については、変更の内容に応じて、関係者と調整することがあります。

### ○ 主な地域計画の変更内容について

#### 【 年度末に変更するもの 】

- ① 目標年度の更新（概ね5年に1回）  
地域農業のあり方や農地利活用の方向性について改めて協議し、計画を更新する。
- ② 定期的な更新（毎年）  
直近で行った協議の場での意向の反映  
認定農業者の認定状況や農地バンクの利用状況などの更新  
相続等軽微な変更や誤表記等の訂正
- ③ 地域計画（目標地図）とは異なる者へ利用権設定を行う場合

#### 【 申請があったとき変更するもの 】

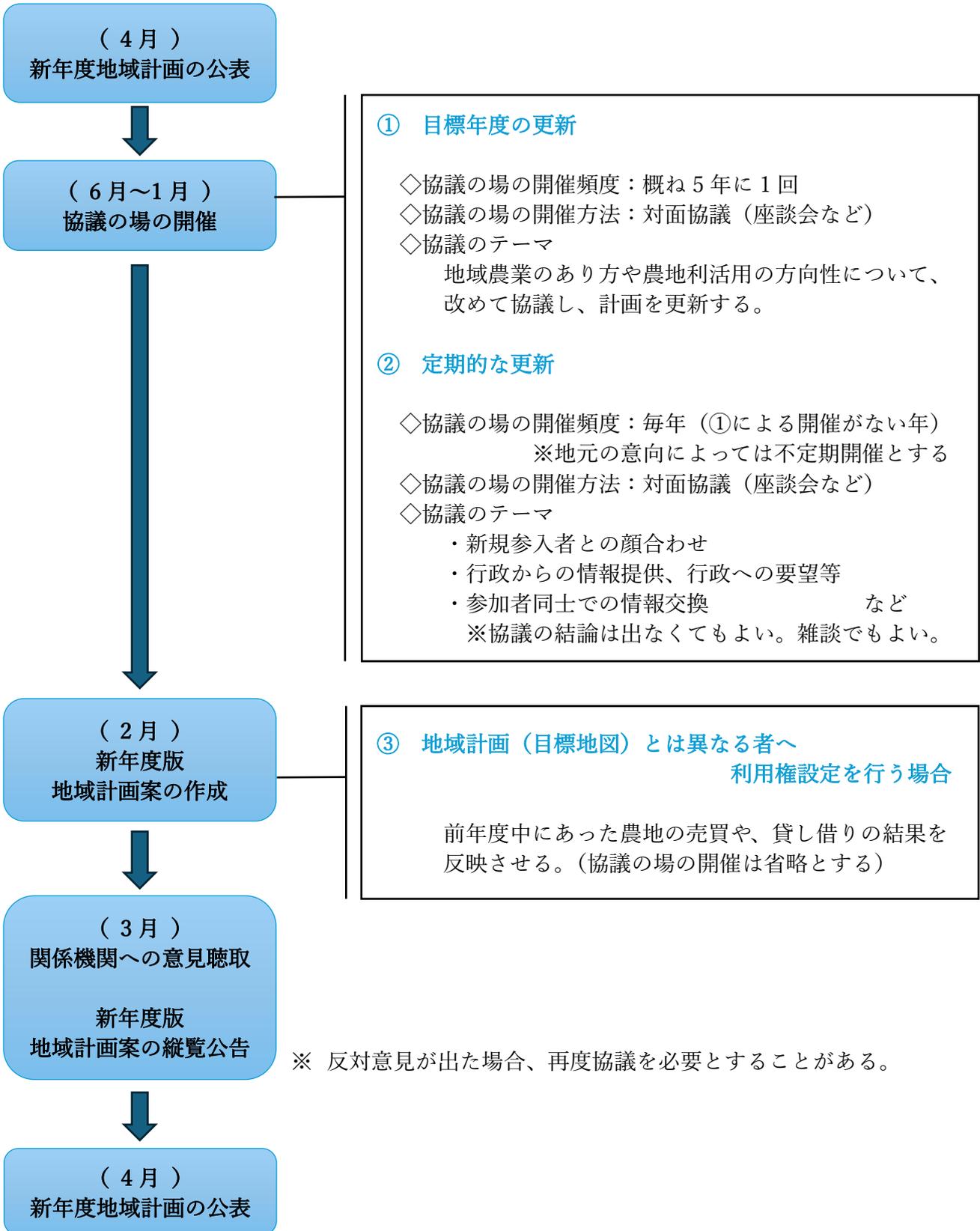
- ④ 将来の在り方を見直す必要が生じる場合  
企業の新規参入、圃場整備の実施、大規模開発の実施など  
研修生や、新規就農者の参入など
- ⑤ 農振農用地からの除外、用途区分の変更、農地転用などを行う場合
- ⑥ 補助事業の申請上、地域計画（目標地図）の変更を要する場合
- ⑦ 公用転用

#### 【 変更不要のもの 】

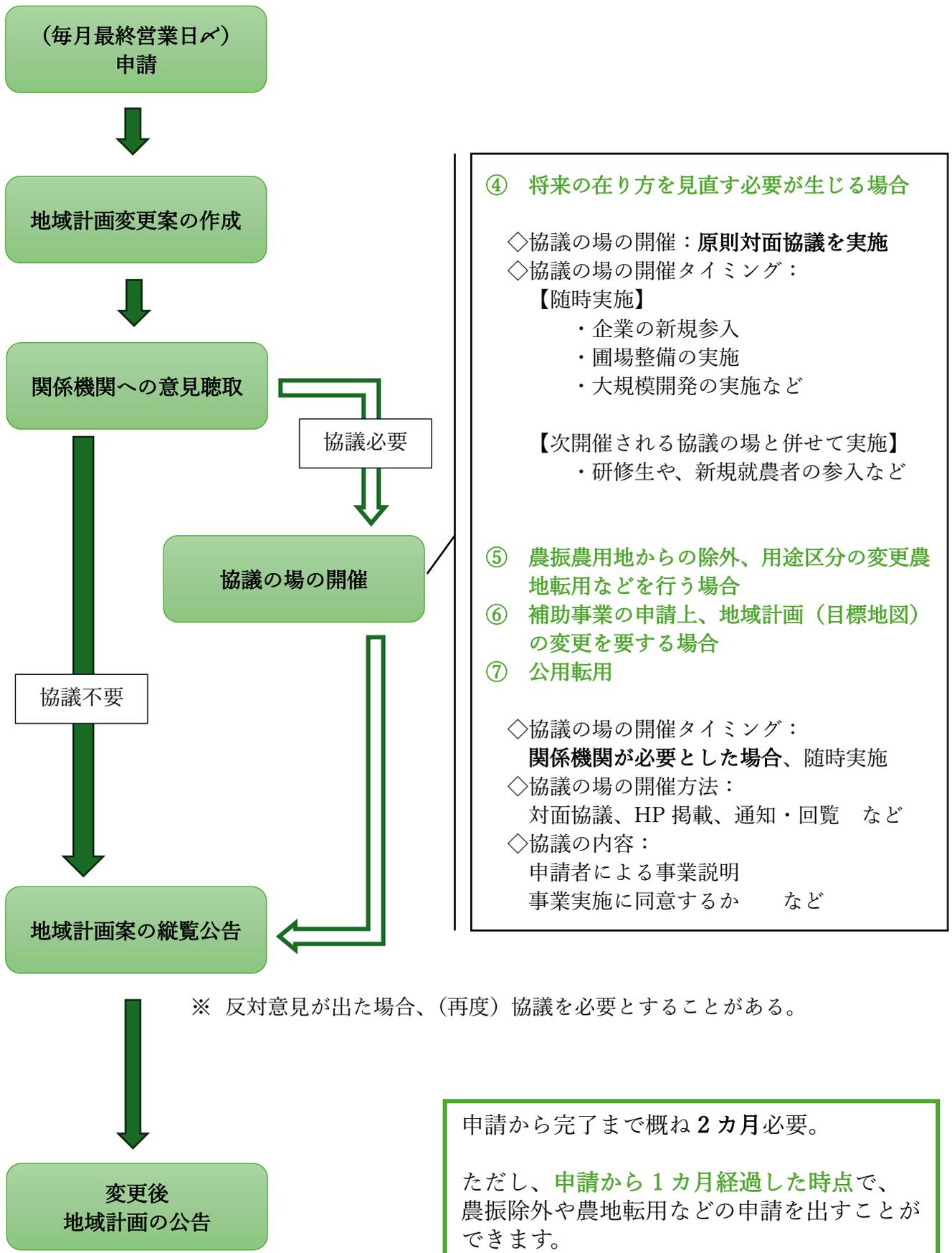
- ⑧ 一時転用（営農型太陽光発電を除く）
- ⑨ 営農型太陽光発電の実施に伴う一時転用  
※地域計画の変更は不要だが、地域での協議は必要

○ 変更のスケジュールと協議の場の開催について

【 年度末に更新するもの 】・・・①②③



【 申請があったとき変更するもの 】・・・④⑤⑥⑦



【 変更不要のもの 】・・・⑧⑨

⑧ 一時転用（営農型太陽光発電を除く） 地域計画に係る手続き不要。

⑨ 営農型太陽光発電の実施に伴う一時転用 地域計画の変更は不要だが、地域での協議は必要。

◇協議の場の開催方法と提出書類

- ・ 対面協議（説明会など）を行う場合、以下の提出を求める。
  - 1 参集者一覧および出欠簿
  - 2 説明内容および合意が取れたことわかる議事録等
  
- ・ 戸別訪問で行う場合、以下の提出を求める。
  - 1 戸別訪問の対象者一覧
  - 2 説明資料または説明した内容がわかる記録等
  - 3 地権者や耕作者の同意書（様式自由）

◇協議の場への参集範囲

- ・ 営農型太陽光発電施設設置の予定地から半径50m以内にある土地所有者および耕作者
- ・ 土地改良区（予定地が土地改良区等のエリアにある場合）
- ・ その他、申請者が必要と認める関係者等

◇協議の場の開催時期と書類提出期限

農業委員会へ一時転用の申請をする1カ月前までに協議の場を実施・書類提出をすること。